

岡垣町 保育所等保護者負担金（保育料）

別紙1

①令和6年3月までの保育料です。

②令和6年4月からの保育料です。
※第2子はこの欄の金額の半額になります。

今回の軽減拡大で減額になる
月額保育料です。

(単位:円)

【月額保育料(1人目)】		①町が定める基準額(令和6年3月31日まで) (国基準額から平均11%程度を軽減)				②町が定める基準額(令和6年4月1日から) (国基準額から平均20%程度を軽減)				差額(②－①)				《参考》国が定める基準額				
階層 区分	定 義	乳児(0歳)		1・2歳児		乳児(0歳)		1・2歳児		乳児(0歳)		1・2歳児		乳児(0歳)		1・2歳児		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
1	生活保護世帯	0		0		0		0		0		0		0		0		
2	令和5年度 市町村民税非課税世帯	0		0		0		0		0		0		0		0		
	うちひとり親世帯等	0		0		0		0		0		0		0		0		
3	令和5年度市町村民税所得割課税額が	0円以上 48,600円未満	16,500	16,300	16,500	16,300	15,600	15,400	15,600	15,400	△ 900	△ 900	△ 900	△ 900	19,500	19,300	19,500	19,300
うちひとり親世帯等		7,750	7,650	7,750	7,650	7,200	7,200	7,200	7,200	△ 550	△ 450	△ 550	△ 450	9,000		9,000		
48,600円以上 65,000円未満		20,000	19,600	20,000	19,600	19,800	19,400	19,800	19,400	△ 200	△ 200	△ 200	△ 200	30,000	29,600	30,000	29,600	
うちひとり親世帯等※2		9,000 ※2		9,000 ※2		9,000 ※2		9,000 ※2		0		0						
65,000円以上 81,000円未満		24,000	23,600	24,000	23,600	23,700	23,300	23,700	23,300	△ 300	△ 300	△ 300	△ 300	9,000 ※2		9,000 ※2		
うち77,100円以下でひとり親世帯等※2		9,000 ※2		9,000 ※2		9,000 ※2		9,000 ※2		0		0						
81,000円以上 97,000円未満		30,000	29,600	30,000	29,600	25,500	25,100	25,500	25,100	△ 4,500	△ 4,500	△ 4,500	△ 4,500	44,500		43,900		
97,000円以上 133,000円未満		39,500	38,900	39,500	38,900	35,600	35,000	35,600	35,000	△ 3,900	△ 3,900	△ 3,900	△ 3,900					
133,000円以上 169,000円未満		44,500	43,900	44,500	43,900	37,800	37,200	37,800	37,200	△ 6,700	△ 6,700	△ 6,700	△ 6,700	61,000		60,100		
169,000円以上 235,000円未満		56,000	55,100	56,000	55,100	48,800	47,900	48,800	47,900	△ 7,200	△ 7,200	△ 7,200	△ 7,200					
235,000円以上 301,000円未満		61,000	60,100	61,000	60,100	51,800	50,900	51,800	50,900	△ 9,200	△ 9,200	△ 9,200	△ 9,200	80,000		78,800		
301,000円以上 397,000円未満		80,000	78,800	80,000	78,800	64,000	62,800	64,000	62,800	△ 16,000	△ 16,000	△ 16,000	△ 16,000					
397,000円以上	104,000	102,400	84,000	82,400	83,200	81,600	83,200	81,600	△ 20,800	△ 20,800	△ 800	△ 800	104,000	102,400	104,000	102,400		

■多子世帯の負担額軽減

子どもが2人以上いる世帯は、市町村民税の課税状況により、保育料が軽減されます。

(市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯)

子どもの年齢にかかわらず、最年長の子どもから順に数え、保育所等(※1)に通う子どもが2人目の場合は半額、3人目以降の場合は無料となります。

(市町村民税所得割課税額が57,700円以上の世帯)

同じ世帯から2人以上保育所等(※1)に入所している子どもがいるとき、その子どもを最年長から順に数え、2人目は半額、3人目以降は無料となります。

※年長の子どもの年齢や就労状況により、生計を共にすると認められないときは、軽減の対象外となります。

※1 保育所等…保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育等、特別支援学校幼稚園、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、企業主導型保育施設

■ひとり親世帯等の負担額軽減

ひとり親等世帯等(※2)で、市町村民税所得割課税額が77,100円以下に当てはまる世帯は、子どもの年齢にかかわらず、最年長の子どもから順に2人目以降は無料となります。

ただし、年長の子どもの年齢や就労状況により、生計を共にすると認められないときは、軽減の対象外となります。

※2 ひとり親等世帯等…次のいずれかに当てはまる世帯

① 母子または寡婦、父子世帯

② 在宅障がい者(児)(※3)のいる世帯

※3 在宅障がい者(児)…身体障害者手帳の交付を受けた人、療育手帳の交付を受けた人、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者、精神障害者保健手帳の交付を受けた人

■市町村民税について

・階層区分認定の基礎となる課税額は、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除を適用する前の税額となります。

・市町村民税の申告や書類の提出を依頼したにも関わらず連絡がないときは、協力が得られるまでの間、保育料を最高額で決定します。

■問い合わせ先

岡垣町こども未来課 保育・幼稚園係

☎ 093-282-1211

Email: kodomo@town.okagaki.lg.jp

ご不明な点がございましたらお気軽に
お問合せ下さい